平成２１年（フ）第１６５号
川崎市川崎区小川町16番地13　ヴィラドール川崎305
破産者　金子　秀命
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第１６６号
川崎市川崎区大島３―18―９、開始決定時の住所川崎市川崎区四谷上町21番16―508号コスモ大師公園南
破産者　清原三枝子
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第２０１号
神奈川県厚木市鳶尾１丁目１番10号、開始決定時の住所川崎市高津区久末336番地１　久末アーバンコンフォート614
破産者　志民　正之
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第２０８号
川崎市中原区井田中ノ町27番11号　福本方
破産者　福士　伸一
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第２９６号
川崎市幸区鹿島田44番地１　クレッセント新川崎205
破産者　掛川　祐子
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第３０２号
川崎市幸区南加瀬３丁目35番15号
破産者　吉野　明子（旧姓遠藤）
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２０年（フ）第５９１号
石川県白山市鹿島平35番地70、従前の住所石川県白山市村井町1686番地３
破産者　黒沢美智代
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２０年（フ）第５６８号
静岡県伊豆市土肥206、破産手続開始決定時の住所静岡県伊豆市八木沢653番地
破産者　永岡　一重
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２０年（フ）第２６３５号
名古屋市中川区吉津３丁目1004番地　松下荘１棟405号
破産者　上田　敏子
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第２７５１号
愛知県半田市有楽町３丁目168番地
破産者　牧　　利夫
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第３５８０号
名古屋市名東区香流２丁目808番地
破産者　林　　菅子
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２６７号
名古屋市名東区社台３丁目128番地　サンライズ社台302号
破産者　野尻　彬太
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６７６号
愛知県瀬戸市東安戸町６番地
破産者　山本高弘こと　権　　高弘
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１０９７号
名古屋市緑区相川３丁目33番地　ハイネス相川202号
破産者　山下　智里
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１２９号
大阪府羽曳野市高鷲10丁目10番３号、開始決定時の居所大阪府八尾市青山町２―７―12コンフォート青山103号
破産者　泉本　正樹
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第４８５号
堺市南区赤坂台６丁８番１号、開始決定時の住民票上の住所大阪府高石市高師浜３丁目９番16号
破産者　桃井　和子
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第６４１号
堺市南区和田東958番地８
破産者　寺本　貴子（旧姓林）
1　決定年月日　平成21年８月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２０年（フ）第６６４号
埼玉県越谷市伊原１丁目２番４号　グランデ伊原303号、開始決定時の住所埼玉県春日部市備後東７丁目24番18号
破産者　東出製作所こと　東出　晴弘
1　決定年月日　平成21年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第１３４号
埼玉県越谷市伊原１丁目４番53号　ベルドゥムール越谷南307号
破産者　大友　明彦
1　決定年月日　平成21年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係